

日 曜 日	課 税 対 象 と な る も の									課税対象とならない利用人員						総利用 人 員 ①+④+ ⑦+⑧	税 額 ③+⑥	備考
	通常の税率によるもの			軽 減 税 率 に よ る も の						非 課 税								
	利用人員 ①	税率 ②	税 額 ①×② ③	利 用 人 員				税率 ⑤	税 額 ④×⑤ ⑥	18 歳 未満の者	70 歳 以上の者	障 害 者	国民スポ ーツ大会の 参加選手	学校の教 育活動の 利用者	計 ⑦			
65歳以上 70歳未満 の者				早朝利 用等の 利用者	競技会 等の参 加選手	計 ④												
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		
31																		
計																		

備考 1 「課税対象とならない利用人員」のうち「非課税」の欄には、地方税法第75条の2及び第75条の3により非課税となる人員について、それぞれの区分ごとの人員を記載するとともに、当該利用者から提出された非課税利用申出書及び特別徴収義務者において作成した非課税利用者一覧表、国民スポーツ大会のゴルフ競技参加選手証明書並びに学校の教育活動としてのゴルフ場利用証明書を保管しておいてください。

2 「課税対象とならない利用人員」のうち「その他の利用」の欄には、グリーンキーパー等の利用、キャディーの訓練教育のための利用、所属プロ等の利用者の技術指導のための利用その他業務による利用をした人員を記載するとともに、利用者名簿を作成しておいてください。